(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西予市宇和町信里四四五番二から同市宇和町信里七四三番二地先まで	前	一一・八〇～二三・〇〇メートル	一九三・〇キロメートル
	後	一二・四三～三二・五七	一九三・〇

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月五日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
阿蘇市一の宮町坂梨字滝室一四九九番六地内	前	二八・四〇～二八・四〇メートル	四一・一〇キロメートル
	後	六九・四〇～六九・四〇	五四・〇五四
阿蘇市一の宮町坂梨字滝室一四九九番六地内	前	七四・七五～八一・五〇	八二・四〇～八九・一五
	後	一二・九〇～五八・一〇	六〇・一〇～一一六・七〇
阿蘇市一の宮町坂梨字滝室一四九九番一から同市一の宮町坂梨字滝室一四九九番四まで	前	九〇・九〇～九五・五〇	一四九・八〇～一二八三・四〇
阿蘇市一の宮町坂梨字産ノ平一四八三番から同市一の宮町坂梨字小谷一九二番一まで	後	〇〇・〇〇～〇〇・〇〇	六六・〇六六～一九八・一九八

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月五日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号	阿蘇市一の宮町坂梨字滝室一四九九番六地内	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
〃	阿蘇市一の宮町坂梨字滝室一四九九番一から同市一の宮町坂梨字滝室一四九九番四まで	〃
〃	阿蘇市一の宮町坂梨字産ノ平一四八三番から同市一の宮町坂梨字小谷一九二番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十六年十一月五日

○沖縄総合事務局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月五日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
浦添市当山一丁目三〇九番一から同市当山一丁目三〇七番一まで	前	四〇・三〇～四四・〇〇メートル	四五・五〇キロメートル
	後	四〇・三〇～四四・〇〇	〇〇・〇二九

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月五日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
浦添市字大平追年原三九八番一から同市字大平追年原四〇〇番二まで	前	二九・九〇～四七・七五メートル	〇〇・〇七七キロメートル
	後	二七・三〇～四七・七五	〇〇・〇七七

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月五日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
浦添市沢岻二丁目五一二番一地内	前	五七・九〇～六七・三〇メートル	〇〇・〇五〇キロメートル
	後	四四・七〇～五九・三〇	〇〇・〇五〇

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月五日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
那覇市首里末吉町三丁目三三番四から同市古島一丁目一〇〇番一まで	前	五一・八一～六九・八〇メートル	〇〇・〇七三キロメートル
	後	四二・四一～六九・八〇	〇〇・〇七三

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所